

ように、サービスやケースワークが実施されたの
かを指標からみるのみであるが、分析しシート内

容を点検した。

表15 年齢と虐待の程度についての変遷について

0才から2才		3才から5才		6才以上	
1回目	2回目	1回目	2回目	1回目	2回目
軽度	4 → 3	2 → 3		14 → 17	
中度	1 → 3	1 → 1		3	
重度		1 → 1		1 → 1	
生命	1			1 → 1	
	6	6	4	19	19

生命 親戚宅へ分離

ネグレクトの中度は親戚引取りへ終結
中度 施設入所へ
重度 児童相談所管轄へ
生命 関係機関で連携を密にしている。
会議は頻繁に開催

表16 第2回目評価表について

	悪化	変らず	よくなる	計
子どもの安否確認 ができるか	1	2	26	29
	3.4	6.9	89.7	100.0
親の虐待や養育状 況の関心の程度	5	17	7	29
	17.2	58.6	24.1	100.0
親は関係機関の支 援や指導の関係	4	12	13	29
	13.8	41.4	44.8	100.0
家族の解決にむけ てサポート有無	6	16	7	29
	20.7	55.2	24.1	100.0
子どもの様子はどう か	5	16	8	29
	17.2	55.2	27.6	100.0
虐待全般の危険度	3	14	12	29
	10.3	48.3	41.4	100.0
今後の虐待問題は	18	5	6	29
	62.1	17.2	20.7	100.0

表17

第2回目の虐待タイプと虐待の程度全般の関係		% N=29		
	件数	身体的虐待	性的	ネグレクト
危険度が高まる	3	12.5	0	11.1
かわらず	14	62.5	100	38.9
危険度が低まる	12	25.0	0	50.0
				50.0

虐待の程度の危険度が高まった3事例は虐待が継続している。

3事例のシートの概要欄から、

①家族構成の変化 ② インフォーマルな社会的資源がなくなった ③子どもが思春期にさしかかり、家族構成変化にともない、問題行動が悪化していた。

12事例の危険度が低下しと考えられる要因を支援との関連でみると、

①支援が入ることにより、子どもの状態が改善された。

②子どもが学校の指導がはいることにより登校できるようになった。と同時に生活保護で安定した。

③親戚のサポートが得られるようになった。

④障害者ヘルパー派遣につながった。ヘルパー派遣とファミリーサポートなどの実際的な支援サポートは直接の効果を発揮している。

⑤親グループケアへの参加で親が落ち着く

⑥家庭訪問支援相談員の利用

⑦ショートステイ利用

であった。

4. 考察と課題

1. アセスメント指標を利用し、支援状況を初回個別ケース検討会議と、第2回個別ケース検討会議について分析をした。

仮説どおり、支援が入ることで問題(リスク)は軽減し、親の精神状態が好転するということや子どもが落ち着くなどの効果が結果より導き出された。

2. 機関が連携をし、むだなサービスの重なりを排し、多機関連携による効果的な支援体制を再発防止のために組むことが確認できた。

3. 機関は独自で援助するほうが、早いと即断しがちであるが、必要に応じた個別ケース検討会議で、合同でアセスメントしたうえで、いくつかの仮説のもと支援計画を練り上げていくことは、効果をもたらす。

4. 子どものケアや、治療するところへの利用がなかった。資源の少なさであろう。今後、在宅でどのように親子関係を調整し、子どものケアに取り組めるのか、児童相談所とともに、検討することが必要なだろう。

5. しかしながら、悪化している事例もあるため、そういう場合、どういった点で悪化に向かっているのかという点などは、支援内容などソーシャルワーク的なかかわりの中から、他職種との連携をもって、検討していくことだろう。

6. 効果的な支援のあり方については、項目で支援がはいり「親の精神的な状態」や「親の子に対する養育態度」、「子どもへの感情」、「援助関係の向上」など、親に対する支援によって、子どもも落ち着いていった相乗効果が理解できた。医療機関も親への治療をし、連携することで効果をあげているが、今回の調査では、個別ケース検討会議への医療の出席はなかったが、ケースのよっては主として医療ソーシャルワーカーは精神保健ソー

シャルワーカーの出席はある。

今後、ソーシャルワークの活動を含めた、関係機関の活動に理解を深めるとともに、どのような支援が連携として重要な点なのかということについてさらに、ケースマネジメントについても検討していく必要があると考える。

参考文献

- 1)Michael Murphy (2004) Developing Collaborative Relationships in Interagency Child protection Work, Russel House Publishing.
- 2)Steven Walker and Christina Thurston(2006) Safeguarding children and young people, Russell House Publishing.
- 3)HMGoverment (2006)Working Together to Safeguard Children.TSO

資料 要保護児童対策地域協議会へのガイド

本資料は、2006年度厚生科学研究補助金をえて実態調査を行い、課題や疑問として出された点を盛り込みながら、実践のガイドラインを試みました。地域事情が異なるでしょうが、個別ケース検討会議は共通です。構成は、初期対応、要保護児童対策地域協議会として2部立てになり、それぞれの進め方のヒントになることを期待して、まとめています。協議会については、個別ケース検討会議、実務者会議、代表者会議にわけています。

初期対応

第25条の虐待通告を受けた後の児童相談所か市町村かの決定について

1. 緊急対応の場合

児童相談所と連携をとり、相談・調整によっては児童相談所送致とする。
さらに、警察や病院などと連携する場合もある。

2. 緊急性を要しない場合

- 1) インテークの段階で、その事例が要保護児童対策地域協議会で扱う内容で無い場合には、他の機関を紹介する
- 2) 相談内容が助言程度のものであれば、その機関にその旨を伝える。
- 3) 相談内容が不明の場合には、モニタリングをお願いする。
- 4) 相談内容が要保護児童で、個別ケース検討会議が必要と判断された場合には、開く準備をする。
 ケースによっては、関係機関がモニタリングをしていて、定期的に実務者会議においてみてい
 ぐ場合もありうる。

3. リスクの判断について

虐待の程度、重症度、緊急度を考慮して判断する。
緊急性が高い場合には、極めて子どもの身体状態や安全確保ができないことを示すものである。
参考資料としては、在宅アセスメント指標をいたが、24時間用のものではなく、
在宅が決定したうえでどのように対応していくのかを考えていくためのものである。

注) リスク判断については、他府県での取り組みがあるため、省略するが、資料として、在宅決定後に利用できる在宅アセスメント指標シートを添付しており、参考にしされた。これは専門的な知識をもったうえで活用すべきものですので、一人ではなく、会議のときの補助として利用するために提出している。

要保護児童対策地域協議会活動

1. 個別ケース検討会議について

意味と目的

- ① 子どもの安全を保障し、子どもが安全に暮らせるように家族ともども虐待が再発しないように支えるために開かれるケース会議である。
- ② 子どもを見張るという態度ではなく、あくまで子どもが安全に暮らせるように親を支援していく態度が必要となる。虐待は一つの要因だけではなく、いくつかのリスクをともなって発生しており、そのリスクを軽減することも目的とする。さらに生活上で困っていることなどを含め、子どもが安心、安全な生活がおくれるよう、必要なら保護者ともども共に考えていける関係者の会議でもある。また、重度ケースの場合には、一時保護も視野にいれながら、検討をする場合もある。
- ③ いくつかの問題領域があった場合には、緊急性があるのか、どういったことで親がストレスを感じているのかなどの点を共有し、短期ゴールと長期ゴールを決定することが重要である。
- ④ つまり、いくつかの問題領域があっても、それを一度に解決することは可能ではない。そのため、子どもの安全に向けて何が求められるのか、この家族には何を必要としているのかを考えていくことが第一となる。

1. 開催までの手順

① 開催決定

受理の事例が多いので、どれを選択して開いていくのかという課題がある。よって関係機関からの要請(学校、保育所、病院、保健センターなど)や、調整機関(子育て支援課、児童課など)が受理段階での判断によって開くことを提案する。また調整機関と、通告受理の部署が異なる場合には、通告部署から調整機関に個別ケース検討会議開催の旨を連絡調整しておくことが必要である。

いずれの場合も、調整機関もしくは、通告受理機関内の会議で、主担当者とその他ミーティングに参加できる職員とで、会議の必要性、緊急性を検討し、開催を決定する。

- ・ 開催の基準の例をあげると、
 - ①多くの機関が情報共有し、連携し、支援することが望ましい場合。

- ②ひとつの機関では、限界がある場合。(③も含む。)
- ③福祉・保健の施策(生保、障害福祉、保育など)が使えるが、十分使えてない事案であり、福祉・保健と教育が連携して支援を行うことが必要である場合
- ④地域の人(民生児童委員、主任児童委員)を巻き込んで、取り組むことが必要である場合
- ⑤きょうだいがいて、複数の機関にこどもが在籍している場合 など
- ⑥モニタリングをしていて危険があり、保護かなども思える場合。

② 呼びかける機関の決定

情報を収集する過程において、そのケースについてどの機関がかわっているのかがわかる場合がある。そのため、通告受理をした調整機関あるいは、その担当機関がその機関に呼びかけて、さらに必要だと思われる機関の提案もお願いする。

その場合には、子どもの主たる機関を中心に考えていく。

また、事例検討までにケース提出機関との議題の打ち合わせを行っておくことが重要となる。

(実際例の回答)・

既に学校や地域の関係者が関わっていたケースが「虐待通告」されてきての会議です。

この場合、情報量は多いのですが、その反面、各構成員のケース評価が違ったり方針に対する意見対立が起こることがあります。その典型例が「児相が直ちに職権で一時保護すべき」という意見が出て、それに対して児相が「この状況では職権保護は出来ない」と答え、堂々巡りになってしまいます。これでは、連携作りの会議が分断の会議となってしまいます。それぞれが自分たちの機関の立場だけを主張していくは始まりません。あらかじめ議題打ち合わせが必要です。

③ 開催の時期の決定

子どもの主たる機関を中心に考える。

④ 場所の決定

場所については、個別ケース検討会議は、そのケースを主担当している機関で行う場合が多い。

また場所が無い場合には、会議室があるところで、外部へ内容が漏れないことに配慮できるところが望まれる。

- 時間の決定
- 原則1時間から2時間がのぞましい。

⑤ 当日資料の準備

わかりやすい形式を選ぶ。

みながわかるように工夫。

用紙があらかじめあれば、それを利用することが可能。二度手間にならない。

匿名かどうかであるが、小地域であれば、匿名です。漏れることは法律違反であるが念を入れる。

(実際例)

資料については、事務局側から示すものは必要最小限にしています。資料は、ケース記録を加工するなどしています。その場での話の守秘義務は徹底できますが、資料はどこに流れていくか安心できないので、紙面には実名など特定される記載はしていません。(口頭では伝えています)
教員全てとは言いませんが、教員の方はこまめに資料を作つて提供してもらえることが多いです。

(見本) 当日資料として準備するもの

事務局は情報を収集した上で、家族図だけを準備し、現在の課題と今後の検討という簡単な形式を利用する場合などもある。

⑥ スーパーバイザーの確保について

事例によつては、精神保健分野や、その他法律的なことを含めて、スーパーバイザーが必要な場合もある。

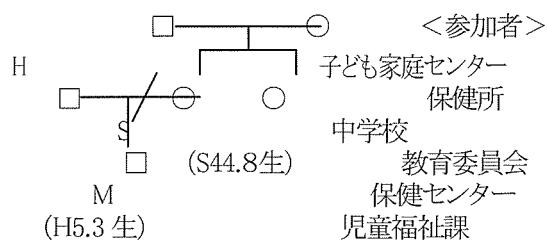
また児童相談所からのスーパーバイザーをお願いしておく。

事例) 2ヶ月に一回は精神科医の参加をお願いしていました。費用は無料です 地域に対する援助ということできいていただいていました。会議の参加メンバーの努力によりつてを頼つてお願いしたような状態です。
健康保健センターの心理職や保健所のベテランのPSW にお願いした事もあります。
保健所の嘱託医に参加してもらった事もあります。スーパーバイズではないですが弁護士さんは児童相談所の配慮できつてもらったこともあります。

個別ケース検討会議 例

H PM4:00

市役所 会議室 ○家について



○これまでの経過

1. 現在の児童の様子について（子どもの意向も含む）

2. 親・家庭の様子について（親の意向も含む）

3. 現状の課題と今後の対応方針について

4. 役割分担について

例2 ケース検討会議録

開催日時	年 月 日	時から	時まで	開催場所
出席者	○をつけて、氏名を書く			
児童相談所()		家庭児童相談室()		保健センター
学校	保育所	幼稚園	福祉課	
児童委員	その他()			
新規	継続	再開		
通報	あり、なし			

会議で出た主たる問題点

今後にむけての計画

短期目標

長期目標

具体的な支援機関について

機関名	現在の関わり方	今後の関わり方

次回会議の際に再度の確認事項など

次回会議開催予定日 年 月 日

留意点 個別ケース検討会議の児童相談所の役割

(1) 児童相談所固有の職務権限による業務は以下の通りである。

立入調査・一時保護・施設措置・家裁への28条等の申立等の児童相談所のみに限定された業務をも行う機関としての役割がある。

個別ケース会議で検討されるケースについては、

① 児童相談所としてのアセスメントを行う(説明も行う)。

- ・ 重症度、緊急度の判断
- ・ 分離[保護か在宅指導か]の判断

② 児童相談所としての具体的な支援策を立てる。(支援策についての説明を行う)

③ 市町村、各関係機関が実施を検討している支援策との調整を図る。

(2) 市町村への後方支援としての役割は、以下の通りある。

- ① 市町村のアセスメントへの支援(方法・見立て、判断)
- ② 市町村、各関係機関が実施を検討している支援策への助言
- ③ 個別ケース会議の進め方への助言
- ④ 過去の検討ケースの管理方法への助言
- ⑤ 市町村の担当者の個別ケース対応についてのスーパーバイズ的役割

2. 会議当日

個別ケース検討会議は、

事前に事務局が日時を決定しているので、ある程度の参加者が集り次第、時間どおりに開始できるのが望ましい。

ケース会議は意見を戦わせるところではありません。お互いに批判しあうところでもない。互いの意見は尊重しつつ、進められることが重要である。

会議には、5段階で構成される。

第1段階	会議への導入
第2段階	ケースの情報の共有
第3段階	アセスメント　問題領域を共通理解する この家庭には何がニーズとして必要かを検討する。
第4段階	参加機関の役割を検討する 誰が主担当かを決定する 誰がキーパーソンになってもらえるかを決定する
第5段階	今後の支援の確認と、次回の会議開催のめやす

第1段階の留意

1) 開始の司会と挨拶

会の目的と、要綱を書いた紙を配る。秘密保持については、特に毎回提示する。

資料の準備

○ 時間の告知

1時間半で1事例が原則だが、初回の場合には、1時間から2時間を予定する。しかし事案によってはこの限りではない。

○ 会議の目的

機関が集ってケースについて考えていくことを積み重ねることで、互いに学び、互いの機関の役割を理解することにつながる。

○ 会議の進行

進行役を誰が担当するのかということについて

常に会議については、座長が決定している場合には、その人に任せる。しかしながら、いくつもの事例があるため、事務局が出向いた場合には、事務局が司会進行を務める。

また、会議での進行役には、コーディネイトができる人が引き受けることもある。

○ 会議の手順

初回についての手順

自己紹介は、自分が機関の代表としてできているということを自覚してもらう効果がある。さらに専門職、協力者として参加している場合も、個として尊重され、参加していることを明示することは今後の役割分担や情報共有する意味ではとても重要な役割を担う。

継続についての手順

個人紹介は、初回挨拶と同じである。初回で出席している人はわかっているというつもりでも、継続で新しく協力者として参加する機関のためにも、是非、自己紹介をすることが重要である。

第3段階から第4段階について

○ 会議の中で機関通しの見解に大きな開きがある場合

開きがあつて当然でてくると予測される。そのための会議である。出来る限り意見交換のなかで埋めるように努力することが求められる。しかし、決定するためには、最終的に司会者あるいは、スーパーバイザーの意見、ケースをマネージする担当機関の見解を尊重する。さらに会議をその後設定することで、対応方針をすり合わせていくことが重要である。

○ スーパーバイザーがいない場合

関係機関の参加者の中には、専門的な人も多いので、スーパーバイザー的役割をしてもらうこともあります。

(実際例)

個別会議でのSVの確保は難しいのですが、ケース内容によっては、医療ワーカーや精神保健福祉士が有効に機能します。この人たちがうまくやってくれると医師を交えてのネットが割りと簡単にできます。教育関係者との考え方の開きを調整するのに医師の発言は極端に効果的です。

また、学校関係とネットをやるときには、日頃実務者会議に参加している教育委員会の生徒指導主事にその役回りしてもらうと結構機能しています。

また、市のケースであれば児相がSV役を果たしてもらうのですが、ワーカーの個人差が大きいと感じます。児相のベテランなどがsv役に徹して市町村支援をしてもらえばとも思います。

○ 次回の決定のめやす、及び 次回会議までの資料

当日の資料については、実名であれば、回収して廃棄する。

事務局については、記録の取り扱いに注意する。

当日話し合った内容については、簡単な資料を持ち帰ってもらうことで終わる場合と、後日に事務局が送付する場合もある。

また次回の会議のときに、前回の簡単な内容報告をする場合もある。

重要な点は、記録に残しておくという点である。

個別ケース検討会議の進め方：具体的プロセス

① 事前に行う事務局の仕事

会議を開くケースの把握
関係機関・相談者との協議や打ち合わせ
簡単なレジメを作成してもらう。
連絡メンバーの決定と連絡

② 会議	
第1段階 導入	1) 司会者が挨拶 会の趣旨を説明 通報、受理、会議開催までの説明 資料の説明（ケース基本情報、在宅アセスメント指標利用もあり）。 個別ケース検討会議の意義について説明 守秘義務の確認 2) 会議出席者の自己紹介
第2段階 情報共有化	3) 今までの経過について関係機関から報告。 @@から今までの経過を報告 補足した情報をお持ちの方お願いいたしますと追加説明。 ケース理解のため会議参加者からの質問を受ける
第3段階 アセスメント	4) 状況を明確化し、共有する。 今までの関わってきた機関が協議してもらいたいことを説明 気になる問題点について、報告者の説明 一番困っていることなど。 問題が何かを再度検討していく。 白板を利用 * * 例 ここでアセスメント指標を資料にしながら、 問題を共有していくこともできる。
第4段階 役割分担検討	5) リスク軽減するためにどのようにアプローチしていくか どういったことから、問題が軽減されるのか。 もっとも実現できそうなものは何か。 6) 利用できる力や、資源はあるのかどうかを検討する
第5段階 今後の支援の 確認	7) 役割分担の整理 どの機関がどういった役割をするのかを確認する。 だれがキーパーソンであるか。 どういった連絡方法をとるのか。
次回会議	8) 次回会議開催日めやすについて決める。

定例実務者会議の開催について

町村では、実務者会議と個別ケース検討会議を同じに開催している地域もある。

また、地域によっては、子どもと青少年に分けて行っているところなど、さまざまな工夫がされている。よって、ここで取り上げるのは、モデルとしての月一回実施する定例実務者会議である。

実務者会議は、おおよそ、人口10万以下で一つでの開催が望まれる。

新規事例を検討する際、時間的、労力的におのずと限界があるためである。つまり要保護児童事例は子どもの安全に関わる重要な任務がある。よってある程度の時間と労力が必要であるため、なるべく要領よく、しかも専門的にケースを見立てていくことが要求される。

実務者会議は、ケースを受理あるいは、発見する機関が参加するため、5機関から7機関以内とする運営が望ましい。

メンバーは、調整機関(児童福祉課、家庭児童相談室、子育て支援室など)、保健センター、学校(教育委員会)、児童相談所、保育所などである。新規ケースについて、それぞれが気になる事例について検討していく場合、子どもによっては改氏や、転校などもあるため、情報を実務者レベルで確認することができる。

実務者会議の意義は、

- ① 受理したケース状況や個別のケース検討状況が把握できる。
- ② 他の機関での二重帳簿や、苗字が変更になった児童のチェックなどもできる。
- ③ きわめて高いハイリスク児についても機関で共有し、個別ケース検討会議前に、どのような対策をたてるべきか指導ができる。
- ④ 個別ケース検討会議の困難事例を別の視点からみることができる。

実務者会議のメンバーの選出について

地域に応じている。責任のある担当者で、経験のある人が望ましい。

拡大実務会議と実務者会議について

拡大実務者会議は、実務者会議が小さな規模なのに対して、少し幅を広げて、成り立つ。これはとくに、人口の多い都市部が対象となる。

実務者会議の担当者を含め、日頃子どもの生活について直接にかかわることが多い病院、障害福祉課、生活保護課、さらに主任児童委員・民生児童委員などで構成され、拡大実務者会議として、出席してもらう。回数は毎月開催ではない。

拡大実務者会議における役割は、

1. 実態調査などをする。例として虐待とDV事例調査など。
2. 報告書検討をする

3. 市としてのガイドライン作り検討するなど
4. 代表者会議を企画するなど、
5. 啓発広報などの検討
6. 情報共有をするなど、その地域にあって、子どもの安全のために必要な情報などを各自が提供しあうということも重要となる。また、実務者会議と合同で、事例研究を勉強会として開き、互いの機関の役割を理解してもらうことが重要である。

1. 会議開催前の手順

個別ケース検討会議と同様の手続きをとり、関係者の時間を調整する。

定例実務者会議の場合には、すでに立ち上げでも説明したように、年間スケジュールを決定し

ておき、各機関に要保護地域協議会の年間行事として組み入れておいてもらう。

これは代表者会議も同様である。

実務者会議については、新規事例と、困難な事例を検討する場合が通常である。

あらかじめスーパーバイザーを外部から呼ぶ場合もある。その場合は、年間の予算の組み入れておくことが望まれる。

困難事例提出にあたっては、あらかじめ検討をした上で、スーパーバイザーとの打ち合わせをする場合もある。資料については、個別で別途作成する場合もあるが、個別ケース検討会議録をつけることもある。しかししながら、個別ケース検討会議へ伝える必要もあるため、記録は残しておくことが求められる。

会議前の準備資料

1. 前回の議事録
2. 新規ケースについての報告
3. 案件としてあれば、連絡書類

事例検討ケースについて資料を用意する。

2. 会議開催のあたっての手順

1. 自己紹介から入る。

2. 本日の予定の確認と資料の確認

通常の時間は、3時半から5時半が多い。午前中10時から12時まで会議を実施する場合もある。これらも、その地域の事情に応じて、年間スケジュールに組み入れておくことが必要である。

3. 新規事例の見直し

通常は、10例から20事例以内をめやすに実施する。大きな都市ではかなり無理が生じる可能性もある。

4. 困難ケース検討会議

書式については、主担の機関が提出する。様式は、主担の機関ごとで異なる場合も多い。
個別ケース検討会議の資料をつけることも可能。

例)

新規ケースのみなおしの表について

番号	新 再	児童 名	保護 者名	住 所	状 態	方針 ・役割
						(この欄は 当日記入)

その他の例)

各関係機関が持ち寄って実際にやっていく場合もある。

実務者会議での児童相談所の役割

(1) 児童相談所業務

- ① 広域を担当する児童相談所としての役割(他地域での実践等の情報提供)
- ② 専門機関としての役割

(2) 市町村への後方支援

- ① 機関連携、ネットワークの進め方についての助言
- ② 市町村が行うケース進行管理への支援
- ③ 市町村が行う啓発活動への支援

代表者会議について

各機関の代表者が虐待をはじめ、要保護児童についての理解を共有することが重要となる。地域内の子どもの安全な生活を保障していくために、実務者会議や、個別ケース検討会議が開かれていることを庁内含めて、理解をしておいてもらうことである。理解が深まると、直接事例を担当する部署は、働きやすくなる。

代表者は、年一回ないし、2回を年間予定に組み入れておいて、参加を促す。

実務者会議などで、あらかじめ、代表者会議についての演題をきめておく。

内容は、1. それぞれの機関の虐待防止等の取り組みや新規事情を紹介しあう。

2. また開催者からは、市や国の要保護児童対策の実情などの報告などもあわせることとなる。
3. 調整機関から連絡あるいは、承知しておいてもらう事項を確認のうえ報告をする。

開催準備前

日時の確認と、出席確認をしておき、欠席者が少ないように務めることが大切。

協議会の志気を挙げるためにも、形式的な開催は避けたい。

準備資料

それぞれの名簿を作成資料として作る

また要保護児童対策地域協議会についての法改正関連の資料など

代表会議開催

議事進行

審議内容

協議内容

事後 代表者会議の終了後は、実務者会議あるいは、拡大実務者会議で報告をし、次回についての検討をする。

厚生労働科学研究費補助金（子ども家庭総合研究事業）

要保護児童対策地域協議会（市町村虐待防止ネットワーク）

個別ケース検討会議のための

在宅アセスメント指標シートマニュアル



2007年3月

在宅アセスメント研究会

目次

ステップ1	1. 目的	1
	2. アセスメントの意味	1
	3. アセスメントのプロセス	2
	4. 在宅アセスメント指標シートとは何か	3
	5 アセスメント指標の項目理解	4
	6. アセスメント指標の項目解説	4
ステップ2	現在の家庭や子どもの様子について	10
ステップ3	サービスとして使うことが期待される 地域の社会資源や人材について	10
ステップ4	当面の役割分担 担当機関名 方針・目標	11
ステップ5	次回の検討会議開催時期のめやす	12
ステップ6	2回目会議から利用できる項目解説	12
ステップ7	在宅アセスメントシート利用の効果と評価	14
	在宅アセスメント指標シート	15

ステップ1 在宅アセスメント指標シートについて(改訂版)

1.目的

在宅アセスメント指標シートは、市町村虐待防止ネットワーク会議『要保護児童対策地域協議会』の個別ケース検討会議の際に関係機関が集って、検討する場合利用いただく指標として作成しています。

在宅アセスメント指標は子どもの危険の程度、安全の可能性を共有していくためさらに、支援の役割の明確化のために利用してもらう枠組みの目的をもちます。

利用のしかた 1. 受理会議で利用

2. 個別ケース検討会議で利用

3. 定期的な見直しで利用

4. 研修で利用

ひとりで記入するのではなく、共通の言葉とするために利用します。

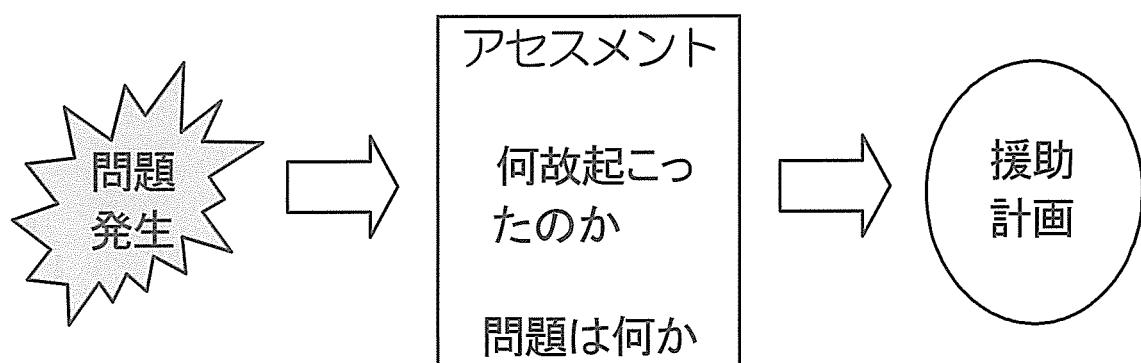
記入のやりとりのほうがその後の支援には重要です。

2.アセスメントの意味

アセスメントは、ケースに関する情報を収集し、問題の発生原因を明らかにし、どう支援していくのかにつなげるプロセスです。

在宅支援のためのものですから、養育者のことばや気持ちをよく理解しながら、まず、信頼関係をつくることが重要になります。直接的にアセスメント項目をたずねるものではありません

援 助 プ ロ セ ス



リスクと安全点とをみていくことが必要です。